

再発防止のための各取組が 4月からスタートします。

昨年起きた競売入札妨害事件をきっかけに、二度とこうした事件が起こらないように、外部有識者からなる「再発防止対策 評価・提言委員会」の提言を受け、市内部の検討機関である「再発防止対策委員会」が検討をすすめ、報告書を提出しました(平成15年10月)。この報告書に基づいた再発防止のための各取組が4月からスタートします。

各制度の概要

(1) 入札・契約制度改革 (別添資料1参照)

入札・契約に係る不正行為の防止と発注者の恣意的行為の排除を図るとともに、透明性・競争性を一層向上させるために、一般競争入札の段階的全面实施など、入札・契約制度を抜本的に見直します。また、一括下請負、手抜き工事等の不正行為の防止や、不良・不適格業者の排除による優良業者の保護等を図るため、新たな工事監視体制を構築します。

(2) 要望記録・公表制度 (別添資料2参照)

横浜市に対する要望・提言・相談・苦情等を市政に反映させるとともに、不祥事の再発を防止するために、要望等をすべて記録することで情報の一元化、共有化を図り、組織として対応します。また、その要望等に対する対応状況も含め公表することで、市政の透明性を確保し、市民の行政に対する信頼性を高めます。

(3) 不正防止内部通報制度 (別添資料3参照)

公正・公平な職務遂行と市政運営の透明性を図るために、職員等が知り得た行政運営上の違法・不当な行為等に関して、内部通報を受ける制度を創設します。その際、通報した者及び被通報者が不利益な取扱を受けないように保護する視点を確保するために、市の外部に通報の受け皿として、有識者により構成される第三者機関として不正防止内部通報制度委員会を設置します。また、委員会の職務を補佐するために、事務局として総務局職務公正調査課を置きます。

(4) 職員倫理規程 (別添資料4参照)

公務員としての使命感を高め、不祥事を未然に防止するために、職員が横浜市職員としての誇りを持ち、その使命を自覚するよう「倫理規範」となるべき「職員倫理規程」を定め、周知徹底していきます。

【資料 1】
 財政局契約第一課長
 小野寺延夫 電話671-2243
 総務局公共事業調査課担当課長
 武石 宏 電話671-3941

工事の入札・契約制度改革

～ 談合通報110番を設置し、新たな工事監視体制を構築します ～

1 目的等

不正行為の防止
 不正行為に対する厳罰化
 価格情報の事前公表
 入札等監視委員会の設置

透明性・競争性の向上
 一般競争入札の全面实施
 低入札価格調査制度の採用

発注者の恣意的行為の排除
 一般競争入札の全面实施
 入札等監視委員会の設置

2 主な内容

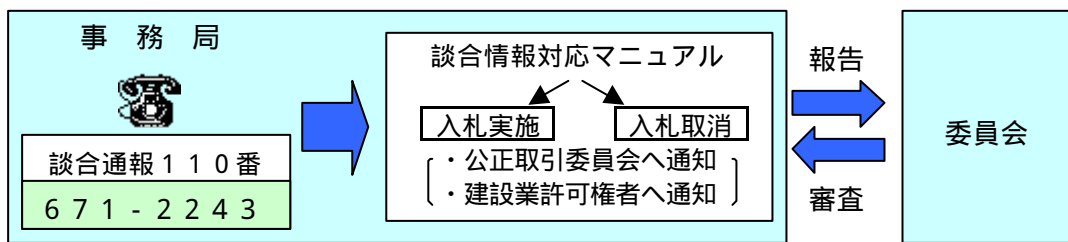
不正行為の防止策

談合等の不正行為に対する厳罰化 全国で最も厳しい内容

- 1 本市発注工事で贈賄、競売入札妨害、談合等を行った者
 原則 24 か月の入札参加停止措置・入札参加資格の喪失
- 2 契約約款に損害賠償条項（20%）及び契約解除条項の設定

入札等監視委員会を設置し、事務局内に『談合通報110番』を開設 全国でも珍しい

- 1 入札等監視委員会の設置（調達に係る不服等審査委員会は廃止）
 - (1) 職務：発注者の入札・契約手続の恣意的行為を監視、苦情等の処理、談合情報対応の事後審査
 - (2) 委員（敬称略。五十音順）
 會田 努（弁護士）
 小川 佳子（弁護士）
 腰原 常雄（元神奈川警察本部南警察署長）
 三辺 夏雄（横浜国立大学大学院教授）
 村上 政博（一橋大学大学院教授）
- 2 『談合通報110番』の開設（受付24時間）



価格情報の事前公表の試行 政令市5番目

- 1 予定価格・・・全ての入札案件に拡大して試行
- 2 低入札調査基準価格・・・一般競争入札案件で試行（段階的に拡大）
- 3 最低制限価格・・・指名競争入札案件で試行
 積算を行わない業者を排除するため、全案件で工事費内訳書の提出を義務付け

入札制度

一般競争入札の段階的全面实施 **政令市初**

一般競争入札を原則とした方式へ平成 18 年中までに段階的に移行

16 年度当初	2,500 万円以上	約 30%
17 年度当初	1,000 万円以上	約 60%
18 年中	すべての工事	100%

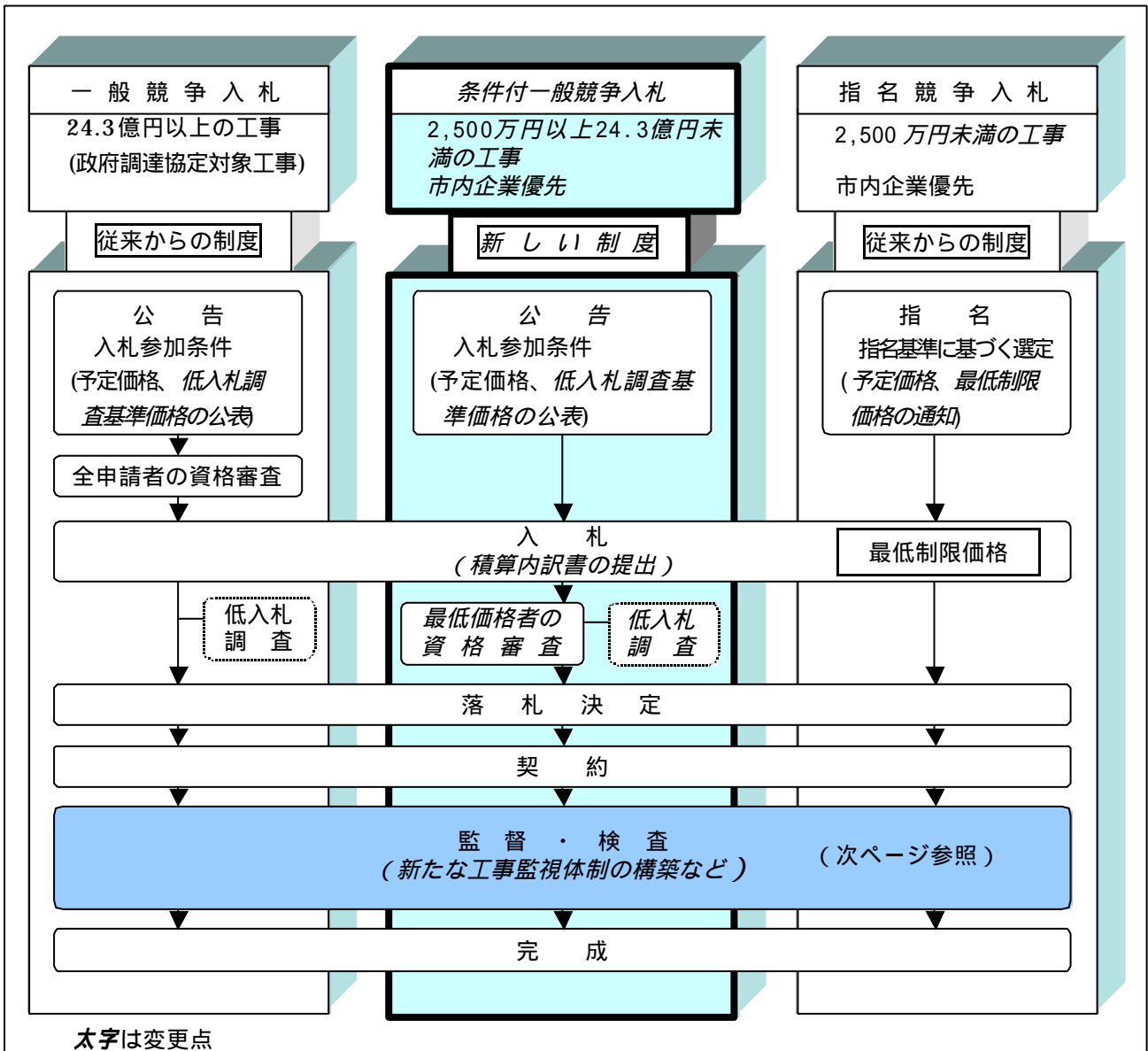
移行期に残る指名競争入札の指名者数は、現行の「6～10 者」から「20 者程度」に拡大

低入札価格調査制度の段階的全面实施

落札者決定方式を最低制限価格制度から低入札価格調査制度へ、平成 18 年中までに一般競争入札に合わせ段階的に移行

低入札価格調査制度適用工事は一般競争入札対象工事

(参考) 新入札制度と手続 (平成 16 年度)



新たな工事監視体制を構築します

1 設置目的

一般競争入札の段階的全面实施に伴い、建設業者の行う不正行為（一括下請負（丸投げ）、手抜き工事）等を未然に防止するための監視を強化し、工事の品質確保を図ります。

2 設置部署

総務局公共事業調査部内に、工事監視のための特別調査チームを編成します。
部長級、課長級、係長級、担当職員による組織構成からスタートし、今後の業務量にあわせて強化・拡充を図ります。

3 調査対象工事

原則として全工事を対象としますが、主に低入札価格調査制度適用工事を中心に実施します。

4 主な業務内容

一括下請負（丸投げ）を防止するため、工事実施局と連携した施工体制の立ち入り調査

手抜き工事等を防止するため、現場施工状況の抜き打ち調査

調査の結果、建設業法違反や契約解除条項等に抵触すると思われる場合は、調査報告書を作成し、関係機関や財政局契約部へ通知。

5 期待できる主な効果

- ・ 公共施設の品質の確保
- ・ 不良工事の防止
- ・ 不良、不適格業者の排除による優良業者の保護
- ・ 工事の安全の確保

すべての要望を記録し、公表します。

～ 要望記録・公表制度を創設～

1 目的

本市に寄せられる要望等をすべて記録し、組織としての対応を徹底するとともに、要望等の内容と本市の対応状況を公表します。これにより、市政の透明性を確保し、行政への信頼性を高めます。この制度は、既存の広聴事業とは別に定めます。ただし、個人や団体の活動を制約するものではなく、不当な働きかけ等に対する抑止効果を意図するものではありません。

2 制度の概要

(1) 要望等

市内外を問わず、個人・団体から寄せられるすべての要望等の内容について記録します。

(2) 「推進委員会」及び「責任者」

組織として対応するため、各局区に「要望記録・公表推進委員会」及び「要望記録・公表推進責任者」を設置します。受け付けた要望等については、「推進委員会」で協議し、「責任者」が中心となって対応します。

(3) 公表

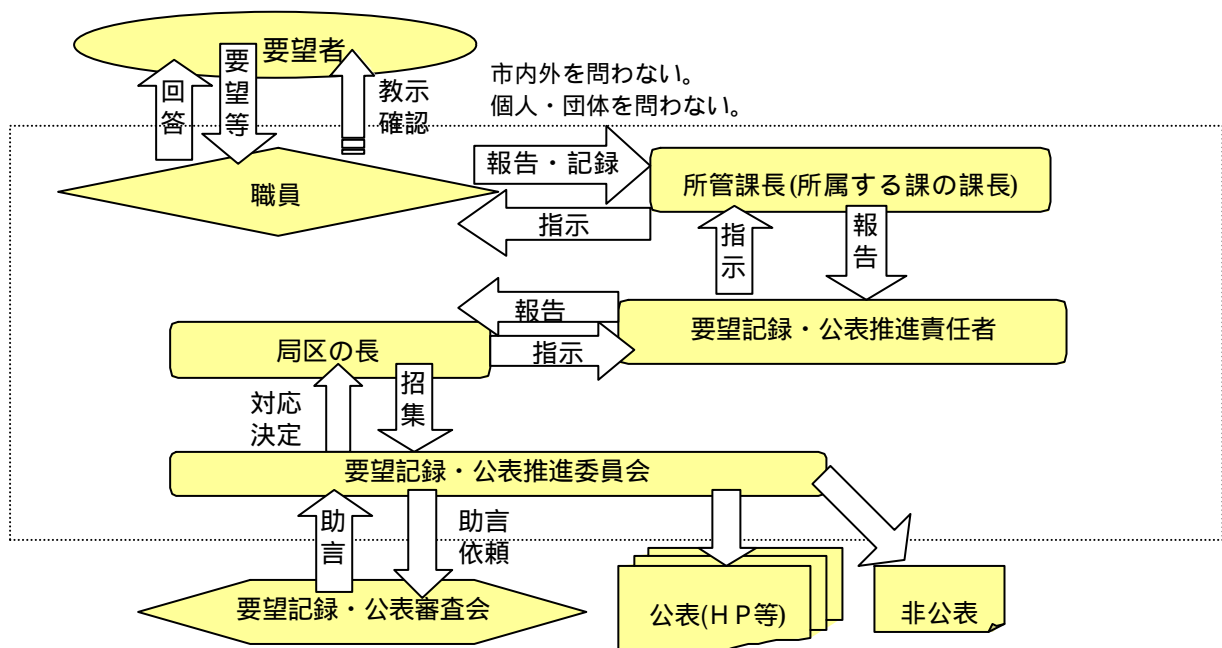
対応の終了した要望等の内容と本市の対応状況を、定期的にホームページ等で公表します。

(4) 公表についての「審査会」の設置

外部に第三者機関として「要望記録・公表審査会」を置き、公表しなかった要望等に関して、公表についての検討を行い、その結果を「推進委員会」に助言します。

(5) 要綱

横浜市要望記録・公表要綱



横浜市不正防止ホットラインを設置します

政令指定都市
で初めて

不正防止内部通報制度を創設

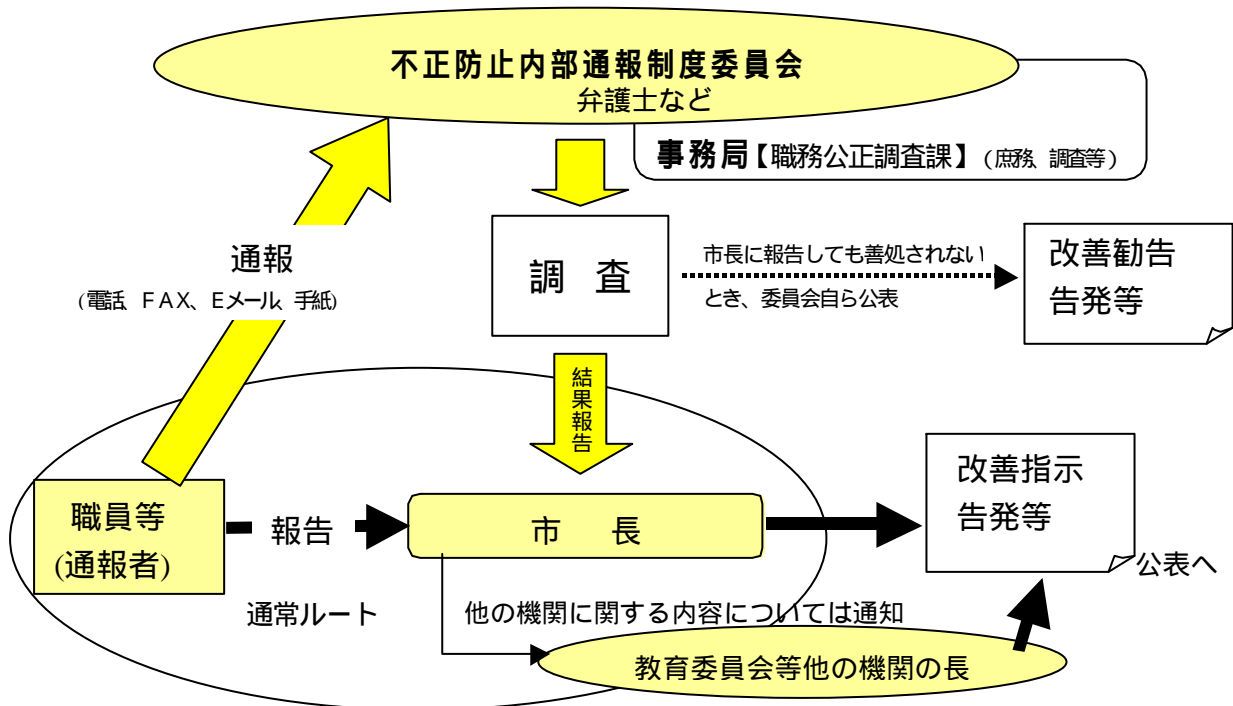
1 目的

公正・公平な職務遂行と、市政に関する違法・不当な事実を隠さず市政運営の透明性を確保することにより、市民から信頼される市政運営を図ることを目的とします。

2 不正防止内部通報制度のポイント

（「横浜市不正防止内部通報に関する要綱」から）

- (1) 通報者の範囲は、「市職員と市退職者」
- (2) 通報内容の対象は、「行政運営上の違法な行為、不当な行為」
- (3) 「実名通報を原則」とし、匿名通報については、事実確認ができないため、客観的資料がそろっている場合だけ例外的に認める。
- (4) 第三者機関として合議制の「不正防止内部通報制度委員会を設置」。委員会は「通報の受理・不受理の判断、通報内容の事実確認調査、市長に対する結果報告」等を職務として、適切な調査を行うことができるように調査権限を付与される。
- (5) 委員会の調査等を補佐するために、「事務局」として、総務局に「職務公正調査課」を設置、事務を所掌する。



横浜市職員倫理規程について

1 目的 = 公務に対する市民の信頼を確保すること（倫理規程第1条）

職員の職務に対する使命感の自覚と高揚を促す
職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図る
ことで、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とします。

2 倫理規程の概要

すべての職員に共通する倫理原則（倫理規程第2条） - 横浜市職員であるという自覚と誇りをもって！ -

横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて職務を遂行します。
勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動します。

職員の責務（倫理規程第3条） ポイントは7つ

法令等及び上司の職務上の命令に従い、**誠実かつ公正**に職務を遂行しなければならない。
市民に対し**不当な差別的取扱い**をしてはならない。
常に**公私の別を明らかに**し、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
職務上知り得た**情報を適正に取り扱**なければならない。
自らの職務に利害関係を有するものから**金品や便宜等の供与を受ける行為等**をしてはならない。
不正な要求に応じてはならない。
不正な要求があった場合などは、**管理監督職員又はサービス相談員に報告**しなければならない。

管理監督職員の責務（倫理規程第4条） 新たに管理監督職員の責務を明確化 -

職務に係る倫理の保持について職員からの**相談に応じ、必要な指導及び助言**を行わなければならない。
職員の職務に係る非行防止のため、**職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図ら**なければならない。
職員から報告を受けたときは、**直ちにサービス相談員に報告**しなければならない。

不祥事防止のための推進体制を整備 組織で一体となって不祥事防止に取り組みます -

総括サービス管理責任者、サービス管理責任者、サービス相談員を設置（倫理規程第5条～第8条）

総括サービス管理責任者（総務局長）は、規程の遵守のための体制整備等に関し、サービス管理責任者やサービス相談員と密接な連携をとりながら、必要な助言・指導をおこないます。
サービス管理責任者（局区長）は、局区の職員に対し、規程の遵守のために必要な指導・助言を行います。
サービス相談員（局区の人事担当課長）は、職員がひとりで問題を抱え込むことのないように、職務に係る倫理の保持について、当該局区の職員の相談に応ずるとともに、必要な指導及び助言を行うものとします。

「**不祥事防止のための研修の実施**（倫理規程第9条）」及び「**事故防止委員会の設置**（倫理規程第10条）」
不祥事防止のための研修及び各局区における事故防止委員会は、要綱等により従来から実施しているものですが、今回横浜市職員倫理規程に盛り込むことにより、不祥事防止のための研修及び事故防止委員会の活用をより一層推進していくことを明確に位置付けることとします。

不祥事防止のための推進体制

